

岩手県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営湯田北部地区土地改良事業（和賀郡西和賀町）に係る換地処分をした。

令和2年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也